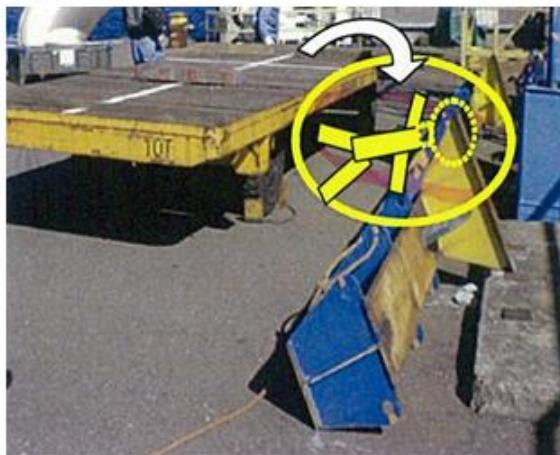


④崩壊倒壊

巻き上げられる途中でシャックルが吊りピースに引っ掛けかり、天秤が横転し下敷きに

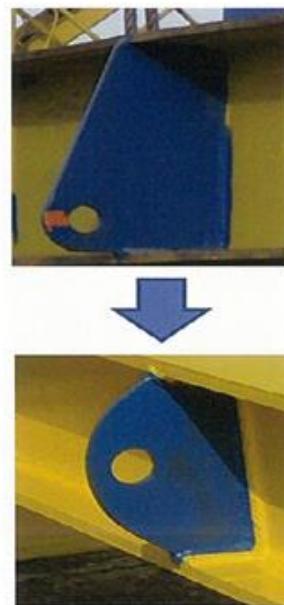
発生状況



吊り天秤を台車に積み終え、シャックルを外し、巻き上げた際、シャックルの一部が吊りピースに引っ掛けかり、天秤とともに作業者が台車上から転落、下敷きとなつた

原因

- ✓ シャックルが吊りピースに引っ掛けかった（ピースが引っ掛けかりやすい形状だった）
- ✓ 巷き上げの際にピースに引っ掛けかる可能性のあるワイヤーをさばいていなかつた
- ✓ 経験の浅い玉掛け者への教育が不十分であつた



防止対策

- ✓ 吊りピースの形状をR状にし、引っ掛けかりにくい構造とする
- ✓ 荷から吊り具が完全に離れたことを確認するまで、荷には近寄らない
- ✓ 玉掛け基本ルールの教育を徹底する。体感教育や危険予知訓練を実施する



POINT!

吊りピース形状に工夫を！
吊り具と荷の干渉に注意！

	発生月日 2012.01.26
--	--------------------

発生場所
修繕岸壁作業名・作業内容
玉掛け作業死傷病名
頸椎損傷

職種	運搬職
社／協	社員
年齢	19才
経験年数	9ヶ月

作業指揮者を選任しなければならない業務

- ①一の荷で100Kg以上の物を構内運搬車や貨物自動車に積みおろしする作業
- ②車両系荷役運搬機械等を用いた作業を行う時は、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業指揮を行う。
- ③高車を用いて行う作業について作業の計画を定め、これに基づき行う作業
- ④高車の修理又は作業床の設置若しくは取外しの作業
- ⑤移動式クレーンを用いて行う作業